



## 「障害基礎年金の請求」について

対象者詳細（補足）：

20 歳前に初診日がある障害の場合は、保険料の納付要件はありませんが、本人に一定の所得があれば、年金額の全額または半額が支給停止されます。

手続きに際して：

障害に関する初診日の分かるものと年金手帳または基礎年金番号通知書をまずはお手元にご用意のうえ、市役所国民年金担当窓口にご相談ください。

申請書等の書き方が、ご自身で判断するのが難しく、診断書も多岐にわたるためです。

また、

初診日において厚生年金加入中の方、第 3 号被保険者の方は年金事務所での手続きとなります。

令和 8 年度の障害基礎年金の年金額：

1 級 1,059,125 円、2 級 847,300 円です。

障害基礎年金を受けている方によって生計を維持されている子が 18 歳になった後、最初の 3 月 31 日（ただし、その子が障害等級 1・2 級の状態にある場合は 20 歳未満）まで、子 2 人までは 1 人につき 243,800 円、3 人目以降は 1 人につき 81,300 円が加算されます。